

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的とした基本方針を定め、コーポレートガバナンス体制を構築します。

また、コンプライアンス及び企業競争力の強化を図るため経営環境の変化に迅速な対応ができる組織体制と公正な経営システムの構築・維持に取り組んでおります。

基本方針の詳細については、当社HPに掲載しております。

<http://www.pearly-marusho.co.jp/>

をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

〈補充原則1-2-4〉

招集通知の英訳は、2015年3月末時点で外国法人等の持ち株割合が5%未満のため、業務、効率面から未実施となっております。10%を超えた段階で実施いたします。

〈補充原則3-1-2〉

招集通知の英訳は、2015年3月末時点で外国法人等の持ち株割合が5%未満のため、業務、効率面から未実施となっております。10%を超えた段階で実施いたします。

〈補充原則4/10-1〉

独立社外取締役が複数になった時点で、取締役の指名・報酬等の重要事項を検討する委員会等の設置を検討します。現段階では、独立社外取締役から、取締役の指名・報酬等の重要事項について助言等を得ております。

〈補充原則4-11-3〉

取締役会全体の実効性についての分析・評価および開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

〈原則1-4〉

当社は、取引サイトの安定的・長期的な取引関係の構築及びビジネス展開の円滑化や強化の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得することができるものとしております。政策保有を行う場合は、取締役会において政策保有の審議を図っております。

〈原則1-7〉

関連当事者取引を行う際は、取締役会での要決議事項となっており、事前に東京証券取引所指定の独立役員から意見等を取り入れて提案を行っております。

〈原則3-1〉

(1)企業理念や経営戦略、経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料にて開示しております。

(2)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は本報告書「1

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。 (3)

取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。 (4)

社外取締役及び社外監査役の選任方針については、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。 (5)

新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しています。

〈原則4-1-1〉

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、全般的業務執行方針の立案機関としての経営会議、各事業部の最高執行責任者・執行役員によるトレース会議を設け、経営の意思決定と業務執行分離の確立を図っています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」ならびに「役員規程」当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

経営会議は、当社の全般的業務執行について方針並びに計画案の検討、その他重要事項の内容についての検証や調整等を行う機関としています。

トレース会議は、取締役、監査役及び各事業部の執行責任者並びに取締役会が指名した執行役員で構成され、取締役会で決定された方針について、その具体的な課題・問題について協議・対応を行い、機動的に執行される仕組みとしています。

執行役員は、各事業部内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

〈原則4-8〉

当社は、社外取締役2名を選任しており、1名は税理士及び会計士として会計税務に精通しており、1名は自社で経営者として独立しており、十分な経営経験があることから当社の経営方向や経営方針等に多くの助言が得れる体制としております。

〈原則4-9〉

当社は、独立社外取締役を選任するための独立性については、東京証券取引所の上場規定が定める独立役員の要件及び会社法に定める社外取締役の要件に準拠しており、当社としての特段の定めは設けていませんが、専門的な知見に基づく客観的な適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しています。

〈補充原則4-11-1〉

当社の取締役会の構成については、経営に関する実質的な審議が可能な範囲として、監査役を含めた取締役会参加人数を18名以内にする事で、取締役会の審議の実効性を確保しております。また、取締役会参加者の知見や能力のバランスについては、弁護士、税理士、企業経営の経験者等、高い専門性や豊富なビジネス経験を有する人材を選任し、知識・経験のバランスに配慮しています。

〈補充原則4-11-2〉

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。当社の社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

〈補充原則4-14-2〉

当社では、取締役、監査役及び執行役員に対しては、必要な知識の習得や適切な情報の収集等を目的として、外部セミナー及び外部団体への加入を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役及び執行役員の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

〈原則5-1〉

当社のIR体制は取締役管理本部長が中心となり、株主や投資家との対話を積極的に行っております。また、第2四半期及び年度決算時には投資家や株主向けに決算説明会を行い、積極的に情報の開示を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヤマノホールディングス	25,619,000	51.99
堀田丸正株式会社	3,399,384	6.90
株式会社ヤマノネットワーク	1,698,700	3.45
中村雅幸	905,000	1.84
日本証券金融株式会社	672,000	1.36
株式会社三井住友銀行	580,000	1.18
山野彰英	526,000	1.07
江藤重光	500,000	1.01
丸正会	336,000	0.68
三寺一幸	279,000	0.57

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	株式会社ヤマノホールディングス（上場：東京）（コード） 7571

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主が取引を行う場合には、市場相場等を参考に双方協議の上合理的に決定したものを社内規定に基づき取締役会等に付議、決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社ヤマノホールディングスは、当社の議決権の56.54%を所有する親会社であります。
株式会社ヤマノホールディングスは、和装品、スポーツ用品等の小売販売を営んでおります。
当社は、和装・洋装・寝装・宝飾・バッグ・燃糸事業の卸事業会社であります。
親会社と当社とは、事業取引における直接的な関係は当社が親会社に対し、和装品及び宝飾品等を販売しております。
当社には、親会社との経営情報及び経営ノウハウの交換目的として、親会社との兼任取締役3名が就任しております。
親会社からの経営情報及び経営ノウハウの指導に関する契約を締結しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷輝美	公認会計士											
岩田東一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷輝美	○	——	当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、経営判断に公認会計士としての専門的な知識・経験等を有して客観的かつ適切な意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性が確保することが期待できるため選任しております。
岩田東一		——	当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、独立した会社を運営し豊富な知識・経験等を有して客観的かつ適切な意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たさ

		れ、経営の透明性が確保することが期待できるため選任しております。
--	--	----------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人は定期的に情報共有の場を持っており、各々の監査方針や期中に発生した問題について情報交換を実施しております。
また、決算期毎に実施している監査報告会においては、具体的な決算上の課題につき意見交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 茂男	税理士													
水野 孝平	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 茂男		――	税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることが期待できるため選任しております。
水野 孝平		――	税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることが期待できるため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1 名

その他独立役員に関する事項

当社との取引関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、本人の同意のもと独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

将来の会社の価値向上のために取締役への株式報酬制度を実施。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に基づき、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式給付制度。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額
取締役(社外取締役を除く)	21,264千円
監査役(社外監査役を除く)	4,950千円
社外監査役	7,600千円
役員区分	ストックオプション
取締役(社外取締役を除く)	—
監査役(社外監査役を除く)	—
社外監査役	—
役員区分	賞与
取締役(社外取締役を除く)	—
監査役(社外監査役を除く)	—
社外監査役	—
役員区分	退職慰労金
取締役(社外取締役を除く)	—
監査役(社外監査役を除く)	—
社外監査役	—

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は経営の健全性、透明性を保つため、当社の取締役会に出席し、経営や事業の案件等に対し第三者的な立場から経営判断を行え

る体制をとっております。

また、社外監査役としての情報提供なども行っております。

社外監査役は、当社の取締役会に出席することにより、経営や営業の案件等に対する経営判断を共有し、経営判断に対する監督や助言を行える体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（現在の体制の概要）

当社は、監査役設置会社であり、社外監査役2名を含む監査役3名の体制にすることにより、経営の健全性、透明性を確保し、経営に対する監視、監査を果たしております。

常勤監査役は、重要な業務執行会議等へ出席し適宜意見を述べております。また、常勤監査役は、日本監査役協会等の監査役研修などに積極的に出席し、監査機能の充実に努めております。

取締役については、業務執行責任の明確化を目的に、取締役の数を14名以内と定め、任期も1年としております。

取締役の選任については、親会社の取締役を兼任しておりますが、経営管理の経験や知見から選任されており、社内者とは違った視点から経営全般に対する監督や助言を受け、経営判断の迅速性と透明性を確保しております。また、大幅な権限移譲のもとで執行役員制度を導入しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

・内部監査

当社は、連結内部監査室を設置しております。当社の連結内部監査室は2名であり、随時期中取引に対し監査しております。これにより迅速かつ公正な会計情報の開示に努めております。

また、会社法施行にともなうコーポレートガバナンス体制やグループ全体を視野に入れた経営管理の統一化をし、監査方針の共有化を図っております。

・監査役監査

当社の監査役は、各社の情報やグループの統一的な監査方針の共有化を図るため、子会社の非常勤監査役を兼任しております。各社の業務執行状況の監査については、定期的な往査を実施し、監査を行っております。また、監査役会については、毎月定期的に開催しております。

・会計監査

当社は、現在、双葉監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

また、具体的な決算上の課題については、当社監査役会との意見交換を行っております。

平成27年3月期に業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

代表社員 業務執行社員 小泉 正明（継続監査年数3年）

代表社員 業務執行社員 菅野 豊（継続監査年数3年）

業務執行社員 平塚 俊充（継続監査年数1年）

公認会計士 4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

（現在の体制を採用している理由）

当社は社外取締役2名を選任しております。

監査役は3名中2名が社外監査役で構成されております。

社外取締役は、経営や事業の案件等に対し第三者的な立場から公平な判断が行えるよう適宜意見や判断を求めています。

監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り、経営執行に対する監査を強化し、取締役会において経営監督に資する意見を適宜述べております。

以上のことを踏まえ、当社の企業規模や事業内容を勘案し、監査役設置会社形態が最適と判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の総会への出席を促すため。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(第2四半期・期末)開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・その他適時開示資料及び決算説明会にて使用している資料はホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業行動規範」において、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを図り、積極的に企業情報を開示し、常に透明性の高い企業活動を目指すことを規程しております。この公正かつ透明な企業経営が企業価値の向上につながると認識しており、全ての役員及び社員はこれに従い行動いたしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、業務の有効性・効率性や財務報告の信頼性を確保、コンプライアンスを徹底するために、次の内部統制システムを設定しております。
- ・各事業部ごとの経営理念や行動の指針を定め、社員への徹底を図っております。
 - ・職務権限およびその責任を社内規程で明確化し、組織の業務プロセスを評価・管理・牽制すると共に内部統制システム及びリスク管理システムを確立し、事業運営の適法性と効率性を図っております。
 - ・決裁権限規程に基づき、会議体で意志決定プロセスを明確化しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社では、コンプライアンス体制の強化を図るべく、役職員の企業行動規範を整備し、その中で「反社会的勢力の関係は排除する」との指針を定めております。
- ・万一、反社会的勢力からの接触があった場合には、総務部が主管としてその対応を図り、必要とあれば早期に顧問弁護士や警察等に相談し適切な措置を講ずる体制となっております。
- ・所轄警察署等との連携をとり、反社会的勢力に関する情報の収集・交換を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

